４　重度心身障害者への支援の充実について

（栃木県）

重度心身障害者を対象とする医療費助成制度は、障害者やその家族の負担軽減に寄与するものであり、全都道府県で実施されている。しかし、地方単独事業であるため、地方自治体の財政状況等を背景に、助成対象や助成方法、受給者の自己負担額などの制度内容が自治体ごとに異なっている。

また、令和６年度から、こども医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置は廃止されたが、重度心身障害者医療費助成については依然として減額調整措置が講じられている。

このような中、国では、規制改革実施計画（令和５年６月 16 日閣議決定）に基づき、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、地方単独医療費等助成の現物給付化の取組を段階的に進めているが、国庫負担減額調整措置はこの取組と齟齬を来している。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

１　重度心身障害者が居住する地域にかかわらず、必要な医療を安心して受けられるよう、国の責任において、重度の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象とした全国一律の医療費助成制度を創設すること。

２　重度心身障害者医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。